

独立行政法人国立病院機構相模原病院における 清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者の公募の公示

令和7年10月1日からの独立行政法人国立病院機構相模原病院（以下「当院」という。）内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための清涼飲料水等自動販売機の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和7年7月4日

相模原病院長 安達 献

1. 事業概要

（1）事業名

独立行政法人国立病院機構相模原病院における清涼飲料水等自動販売機の設置・運営事業

（2）運営内容

運営者は、当院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のための清涼飲料水等自動販売機の運営の全般を実施する。

（3）貸付（運営）期間

令和7年10月1日 ～ 令和10年9月30日（3年間）

本貸付契約は、契約期間の満了をもって契約は終了し、原則として更新はしないが、新外来管理棟整備の進捗状況によっては、契約期間の延長を協議する。

また、当院運営上等諸般の事情により設置台数が契約期間中に変更となる場合もある。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

（1）缶・ペットボトル等自動販売機を設置・運営することができること。

（2）企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）において、「物品の販売」又は「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級の競争参加資格（関東甲信越地域）を有するものであること。
- ② 自動販売機の設置・運営に関して必要となる許可をうけていること。
- ③ 法人等を設立して5年以上経過しており、清涼飲料水等自動販売機について、良好な運営実績が3年以上あること。
- ④ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ⑤ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ⑥ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(3) 企画書及び見積書を特定するための評価基準（詳細については別紙）

①企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、
その他主要業務の実績

③当該事業の運営方針等

運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組
意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

⑤販売手数料見積りの妥当性

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒252-0392 神奈川県相模原市南区桜台18-1

独立行政法人国立病院機構相模原病院 事務部企画課業務班長 細入

電話042-742-8311（内線4101）

(2) 入札説明書等の交付期間及び場所

①交付期間

令和7年7月4日(金)から令和7年8月1日(金)まで
9時00分から17時00分まで
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く)

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者の登録・企画書・見積書の提出期限、場所及び方法

①登録・提出期限

令和7年8月1日(金) 17時15分

②場所及び方法

「(1)」に同じ（持参又は郵送）、郵送の場合は必着のこと。

(4) 見積書の開封日時及び場所

①開封日時

令和7年8月4日(月) 11時30分

②開封場所

研究センター3階会議室

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書及び見積書は、無効

(2) 契約書作成の要否 …… 要

(3) 企画書のヒアリング …… 必要に応じて実施する。

(4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3. (1)」に同じ

(5) 詳細は、入札説明書による